



2007年
索道安全報告書



2007年9月
能勢電鉄株式会社

目 次

ごあいさつ	1
1．安全の基本的な方針と安全目標	2
1-1 安全の基本的な方針	2
1-2 2007 年度安全目標	3
1-3 2007 年度安全方針	3
2．事故等の発生状況	3
2-1 索道運転事故	3
2-2 インシデント	3
2-3 行政指導等	3
3．安全確保のための取り組み	4
3-1 安全最優先の意識の高揚と定着	4
3-2 情報伝達と共有化の徹底	4
3-3 安全性向上対策の推進	5
4．安全管理体制	7
4-1 安全管理体制	7
4-2 安全管理・業務推進委員会	8
5．お客様へのお願い	8
6．安全報告書等に対するご意見について	9

ごあいさつ

いつも妙見観光リフトをご利用いただきありがとうございます。また、索道事業に対しまして、ご支援、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、能勢電鉄では、鉄道事業のほかに能勢妙見山において索道事業（通称：妙見観光リフト）を営んでおりますが、索道事業においても「安全の確保」が鉄道事業と同様に最も重要な使命であり、お客様に対する最大のサービスであると認識し、安全を第一に事業活動を行っております。また、1960(昭和35)年の開業以来47年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続しており、2002(平成14)年10月には、近畿運輸局長より「連続7期運転無事故表彰」をいただきました。しかし、我々役員・社員一同これに慢心することなく、日々安全の確保に取り組んでいる次第です。

一方、最近の運輸分野における事故等の発生状況に鑑み2006年10月1日に鉄道事業法が改正され、運輸事業者における「輸送の安全の確保」に関する義務付けが強化されました。これを受けて、索道事業におきましても、「安全管理規程」を制定し、役員・社員が一丸となって「安全管理体制の確立」や「安全最優先の意識の醸成」に取り組み、さらなる安全性向上に向け邁進していく所存です。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、索道線における輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態についてまとめたもので、皆様に広くご理解いただくとともに、皆様の声を今後の安全輸送に役立てたいと考え作成したものです。

ご一読いただき、皆様の忌憚のないご意見、ご感想をいただければ幸いです。



能勢電鉄株式会社
取締役社長 林 俊二 郎

1 . 安全の基本的な方針と安全目標

1-1 安全の基本的な方針

鉄道事業法の規定に基づき設定した安全管理規程において「安全に関する基本的な方針」を定め、社長以下関係役職員に対して「輸送の安全の確保に係る行動規範」として周知・徹底いたしております。

【輸送の安全の確保に係る行動規範】

協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。

常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。

作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

事故が発生した場合、その状況を冷静に判断してすみやかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。

常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

1-2 2007年度安全目標

『 運 転 無 事 故 の 継 続 』

索道線におきましては、1960(昭和35)年の開業以来47年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続しており、2002(平成14)年10月2日には、責任事故が皆無であり運転保安業務に優秀な成績をあげたことにより、近畿運輸局長より「連続7期運転無事故表彰」を受けました。

2007年度も引き続き、社長以下全役職員が『運転無事故の継続』に向け取り組んでおります。

1-3 2007年度安全方針

『 安全最優先の職場風土の構築 』

安全最優先の意識の高揚と定着
情報伝達と共有化の徹底
安全性向上対策の推進

2 . 事故等の発生状況

2-1 索道運転事故

年 度	索道運転事故
2004 年度	0 件
2005 年度	0 件
2006 年度	0 件

2-2 インシデント (索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)

過去3年間、インシデントはありませんでした。

2-3 行政指導等

過去3年間、国土交通省からの指導等はありませんでした。

3 . 安全確保のための取り組み

3 - 1 安全最優先の意識の高揚と定着

(1) 社長及び鉄道事業部長(安全統括管理者)による現場巡視と意見交換会

組織内のコミュニケーションによって風通しの良い社内風土作りを推し進めるため、鉄道線と同様に、社長及び鉄道事業部長（安全統括管理者）が定期的に現場巡視を実施するとともに、巡視の際には「現業部門とのコミュニケーションの確保」と「安全最優先の意識の醸成」を目的として、意見交換会を開催しています。

(2) 安全の基本方針の周知の徹底

「安全行動規範カード」を作成し、社員等全係員に配布・携帯させるとともに、「安全行動規範」を職場に掲示し、安全基本方針の周知に努めました。

(3) 関係法令等の遵守の徹底

安全基本方針と関係法令の遵守の徹底を図るため、役員・社員等に対して、職務内容に応じて、安全管理規程や関係法令等の教育を実施し、安全最優先の徹底を図っています。

3 - 2 情報伝達と共有化の徹底

(1) 「事故の芽」の報告の徹底と分析及びその対策

輸送の安全を脅かす「事故の芽」となる事例の抽出に努めるとともに、報告の徹底を図っています。抽出した事故の芽は、各部門において原因の分析と検証を行い、事故防止対策を検討し安全性の向上を図っています。

『事故の芽』について

当社では、「事故や輸送障害、災害、インシデントには至らないが、これらに発展する可能性がある軽微な事故、障害、故障、ヒヤリハット及びリスク等」を『事故の芽』と定義しています。

(2) 安全管理・業務推進委員会等での取り組み

運転事故、輸送障害、「事故の芽」情報等について、毎月定期的に開催する安全管理・業務推進委員会（委員長：社長）並びに鉄道事業部連絡会議において報告を徹底し、情報の共有化を図っています。また、安全管理・業務推進委員会においては、各部門において検討した事故等の分析結果及び再発防止対策について審議し、具体的な対策を講じるなど、事故防止に取り組んでいます。



安全管理・業務推進委員会

(3) 教育・訓練

事故防止と不測の事態・事故に備えるため、関係係員に対し計画的に教育・訓練を実施し、事故防止並びに人材の育成に努めています。



机上教育



お客様の救助訓練

3-3 安全性向上対策の推進

(1) 安全管理・業務推進委員会における安全性向上施策の推進

安全管理・業務推進委員会においては、輸送の安全に係る中期計画の検討及び各部門における安全対策計画や安全性向上活動について検証し、安全性の向上を図る施策を推進しています。

また、自社において発生した事故等については、原因分析のうえ各部門にて再発防止策を検討し、安全管理・業務推進委員会において審議し、対策を講じることにしています。他社の事故についても、集約した情報をもとに、当社に關係する事項について対策を検討し、同種事故の防止を図っています。

(2) 安全対策

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・修理を行っていますが、2006年度においては、脱索検出装置および握索機(搬器とワイヤーロープを固定する機器)等の一部更新並びに電動機のオーバーホール等を実施しました。

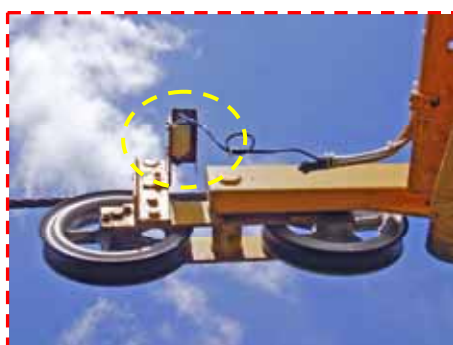
また、リフト乗降場には「非常停止ボタン」を1箇所ずつ設置していますが、2007年度には、異常時等において、より速やかに停止措置が行えるよう「非常停止ボタン」を増設する予定です。

主な安全対策設備

名称	機能
非常停止ボタン	異常事態等発生時に、リフト乗降場に設置している非常停止ボタンを押すと、リフトの運転が停止します。
脱索検出装置	索条(ワイヤーロープ)が受索輪(滑車部分)から外れた場合、それを検出して自動的にリフトの運転を停止させます。



乗降場に設置の非常停止ボタン



脱索検出装置



(3) 防災対策

風速計、雨量計を設置し、各々の受信機は妙見ケーブルの山上駅に設置し、常にその状況を監視して、必要に応じてリフトの運転停止や防災体制の発令を速やかに行い、安全運行に努めています。

また、自然災害に対する対策として、その被害を最小限にとどめるため、防災体制実施要綱を定め、気象状況に応じた体制の確保に努めています。

(4) 点検・整備

定期検査

法定基準に則り、1ヵ月検査および冬季の運休期間中に12ヵ月検査を実施しています。

始業点検

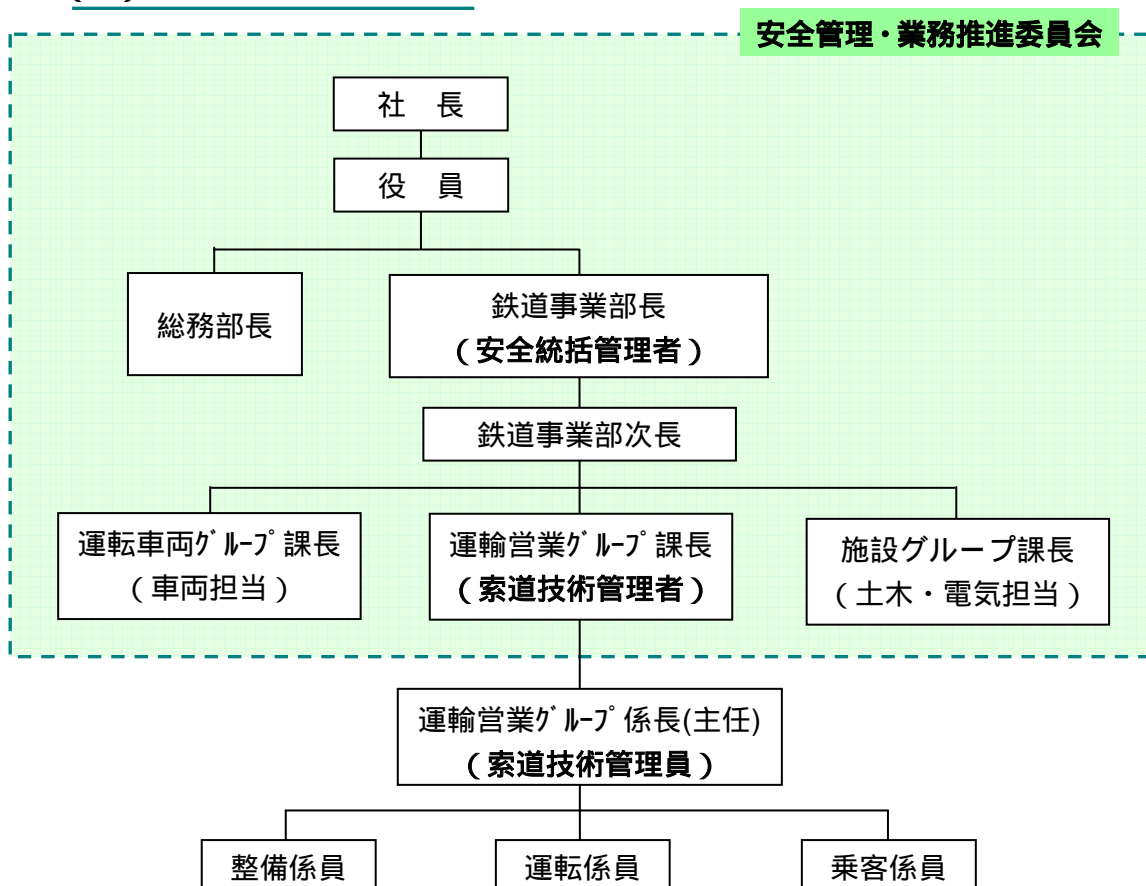
毎日の運行前には、搬器、ワイヤーロープ、支柱など諸設備の点検および試運転を実施しています。

4 . 安全管理体制

2006年10月1日付で安全管理規程を制定し、社長をトップとする安全管理組織を構築し、各管理者等の責務を明確にしています。

4-1 安全管理体制

(1) 安全管理体制概要図



(2) 各管理者等の役割

役 職 名	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

4-2 安全管理・業務推進委員会

安全管理・業務推進委員会は、「安全管理規程」に定めるとおり、輸送の安全を確保するため、輸送業務の実施および管理の方法を確認し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図る施策を推進することを目的として設置しました。

安全管理・業務推進委員会は、社長を委員長として常勤の役員および全管理職で組織し、毎月1回定期的に開催しています。

また、同委員会の責務や運営方法等について定めた「安全管理・業務推進委員会規程」も制定しました。

5 . お客様へのお願い

(1) リフト乗車時

リフトにご乗車されるときは、係員が案内するまでお待ちください。

乗車されるときは、係員の案内に従い順序よく所定の位置からご乗車ください。



乗降場所を示す目印

(2) リフト乗車中

乗車中、故意にリフトの搬器（椅子）を大きく揺らすと、索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れることがありますので、搬器を揺らしたり搬器から飛び降りたりしないでください

乗車中にリフトが停止した場合は、係員の指示があるまでお待ちください。



6 . 安全報告書等に対するご意見について

索道事業における安全報告書の内容や安全への取り組みに対するご意見、ご質問等は、下記へご連絡下さい。

担当部署	能勢電鉄株式会社 鉄道事業部 運輸営業グループ
住 所	〒666-0121 川西市平野 1 丁目 3 5 番 2 号
電 話	0 7 2 (7 9 2) 7 7 1 6 (月 ~ 金 の 平 日 、 9 時 0 0 分 ~ 1 7 時 4 0 分)
F A X	0 7 2 (7 9 2) 7 7 3 0